

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 30 日

京都市長 殿

提出者

住 所 大阪市中央区北浜3-5-29
日本生命淀屋橋ビル
氏 名 株式会社大林組 大阪本店
副社長執行役員大阪本店長 川上宏伸

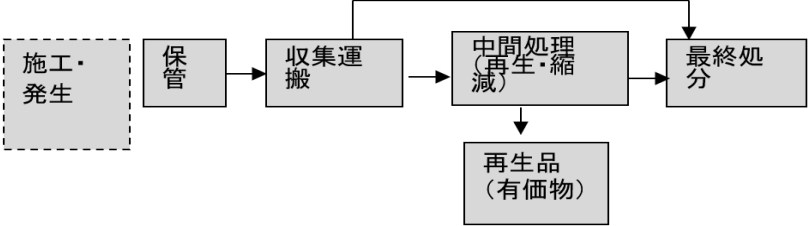
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-7632-8714

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

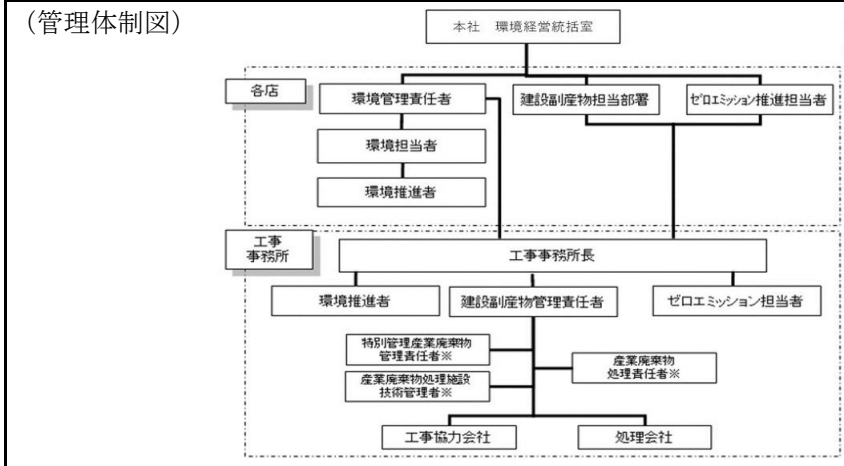
事業場の名称	株式会社 大林組大阪本店
事業場の所在地	大阪市中央区北浜3-5-29 日本生命淀屋橋ビル
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06総合工事業
② 事業の規模	8,501百万円
③ 従業員数	2,244人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t
	（これまでに実施した取組） ①新築建築工事の建設廃棄物総排出量の目標値設定 ②産業廃棄物の削減方法 ・ 施工方法の検討による廃棄物の削減（鋼製型枠材の使用等） ・ 梱包材の削減（メーカーへの簡易梱包依頼等）	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t
	（今後実施する予定の取組） ①新築建築工事の建設廃棄物総排出量の目標値設定 ②産業廃棄物の削減方法 ・ 施工方法の検討による廃棄物の削減（鋼製型枠材の使用等） ・ 梱包材の削減（メーカーへの簡易梱包依頼等）	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ①新築建築工事の混合廃棄物単位排出量の目標値設定し、混合廃棄物の排出量を低減することにより分別を促進する。 ②コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃プラ、石綿含有建材等
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ①新築建築工事の混合廃棄物単位排出量の目標値設定し、混合廃棄物の排出量を低減することにより分別を促進する。 ②コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃プラ、石綿含有建材等

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		別紙集計用シートのとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ①リサイクル率の目標値設定 ②ゼロエミッション活動の推進 ③再資源化ルートの確立 ④優良認定業者の選定 ⑤広域再生指定を受けているメーカーとの契約 (石膏ボード等)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書の〔集計用シート〕

- 下表にない種類の産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
- 行が不足すれば、適宜追加してください。

産業廃棄物の種類	① 排出量(t)		② 自ら直接再生利用した量(t)		③ 自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		④ 自ら中間処理した量(t)		⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)		⑥ 自ら中間処理した後の残量(t)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)		⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)		⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)		⑩ 直接及び自ら自己処理した後の処理委託量(t)	⑪ ⑩-①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨ = ⑩+⑪+⑫+⑬+⑭										⑫+⑬自ら再生利用を行った量(t)		⑭+⑮自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)	
	委託先による区分		⑫ 再生利用業者への処理委託量(t)		⑬ 熱回収認定業者への処理委託量(t)		⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)		⑮ その他の中間処理委託量(t)		⑯ 埋立処分委託量(t)		⑰ 優良認定処理業者への処理委託量(t)		⑱ ⑫と⑲の量を合計したものと⑳(自動計算)		㉑ ⑭と⑳の量を合計したものと㉒(自動計算)																
	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標		前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標		
法で定められている種類(シュレツダートなど、一休不可分のものについては、空欄行に記載してください。)	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑤の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑪の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑫、⑬を除く)	⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への売却処理委託量	⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収業者への処理委託量	⑪の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑮～⑱を除く)	⑪の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑪の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑫の量と⑲の量を合計したものと⑳(自動計算)	⑭の量と⑳の量を合計したものと㉒(自動計算)															
燃え殻	2.00	0								2.00	0	0.00	0					0	0	2.00	0	2.00	0	0	0	0	0	0	0	0			
汚泥	354.90	200								354.90	200	354.25	200					0	0	0.65	0	0.65	0	0	0	0	0	0	0	0			
廃油										0.00	0		0																				
廃酸										0.00	0		0																				
廃アルカリ	0.50	0								0.50	0		0	0.50	0					0.00	0	0.50	0	0	0	0	0	0	0	0			
廃プラスチック類	29.50	10								29.50	10	12.98	5							16.52	5	29.50	10	0	0	0	0	0	0	0			
ゴムくず										0.00	0		0																				
金属くず	6.15	0								6.15	0	6.15	0							0.00	0	6.15	0	0	0	0	0	0	0	0			
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	27.62	10								27.62	10	0.30	0							27.32	10	27.62	10	0	0	0	0	0	0	0			
鋳さい										0.00	0		0																				
がれき類	13,227.88	10,000								13,227.88	10,000	13,183.78	10,000							44.10	0	488.88	500	0	0	0	0	0	0				
ばいじん										0.00	0		0																				
紙くず	9.30	0								9.30	0	9.30	0							0.00	0	9.30	0	0	0	0	0	0	0	0			
木くず	140.67	50								140.67	50	140.67	50							0.00	0	29.97	5	0	0	0	0	0	0	0			
繊維くず		0								0.00	0		0							0		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
動植物性残渣										0.00	0		0																				
動物系固形不要物										0.00	0		0																				
石綿含有産業廃棄物	14.70	0								14.70	0	0.00	0							14.70	0	14.70	0	0	0	0	0	0	0	0			
炭石膏ボード	57.30	50								57.30	50	57.30	50							0.00	0	57.30	50	0	0	0	0	0	0	0			
混合廃棄物(安定型)										0.00	0		0																				
混合廃棄物(管理型)	317.16	200								317.16	200	226.27	150							90.89	50	317.16	200	0	0	0	0	0	0	0			
電池類(水銀不使用)	0.02	0								0.02	0	0.02	0							0.00	0	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0			
										0.00	0		0																				
合計	14,187.70	10,520	0	0	0	0	0	0	0	14,187.70	10,520	13,991.02	10,455	1	0	0	0	0	0	196.18	65	983.75	775	0	0	0	0	0	0				

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。